



市 章

# 大津市公報

令 和 元 年 12 月 27 日  
号 外 ( 第 49 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

|                      |                                                                        |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <b>規 則</b>           |                                                                        |
| 59                   | 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1                              |
| 60                   | 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2                                |
| <b>訓 令</b>           |                                                                        |
| 5                    | 大津市事務決裁規程の一部改正..... 2                                                  |
| <b>告 示</b>           |                                                                        |
| 190                  | 平成13年告示第140号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部改正..... 4              |
| 191                  | 昭和39年告示第8号(指定金融機関等について)の一部改正..... 4                                    |
| 192                  | 平成22年告示第158号(情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について)の一部改正..... 4                   |
| 193                  | 志賀聖苑及び大津聖苑の指定管理者の指定について..... 5                                         |
| 194                  | スカイプラザ浜大津の指定管理者の指定について..... 5                                          |
| 195                  | 大津市木戸つどいの広場の指定管理者の指定について..... 5                                        |
| 196                  | 大津市東部つどいの広場の指定管理者の指定について..... 5                                        |
| 197                  | 市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定について..... 5                                         |
| <b>企 業 局 告 示</b>     |                                                                        |
| 12                   | 昭和53年企業局告示第1号(大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について)の一部改正..... 6    |
| <b>教 育 委 員 会 告 示</b> |                                                                        |
| 3                    | 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正..... 6 |
| <b>公 平 委 員 会 規 則</b> |                                                                        |
| 3                    | 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 6                                  |

## 規 則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第59号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条の12中「場合において」の次に「、第8条の5第1項中「第8条の3第1項」とあるのは「第8条の3第2項」と」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(障害者である職員の早出遅出勤務の制限)

**第8条の13** 第8条の5及び第8条の6(第1項各号を除く。)の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第37条第2項に規定する対象障害者である職員について準用する。この場合において、第8条の5第1項中「第8条の3第1項」とあるのは「第8条の3第3項」と、第8条の6第1項中「次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第37条第2項に規定する対象障害者(以下「対象障害者」という。)でなくなった」と、同条第2項中「前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた」とあり、及び「当該事由が生じた」とあり、並びに同条第3項中「第1項各号に掲げる事由が生じた」とあるのは「対象障害者でなくなった」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

.....

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

大津市規則第60号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表7級の項中「出納室次長」を「生涯学習センター次長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

訓 令

大津市訓令第5号

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

第2条第10号中「保健所長」の次に「及び出納室次長」を加え、同条第11号中「、同条第3項」を「並びに同条第3項」に改め、「並びに出納室次長」を削る。

別表第1号の表1の部7の項を次のように改める。

|                       |  |  |  |  |  |  |  |          |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|----------|
| 7 電子計算機等の利用による事務処理の決定 |  |  |  |  |  |  |  | 情報システム課長 |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|----------|

別表第1号の表2の部2の項第5号中

に改め、同部3の項第3号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、同号中イ

をウとし、アの次に次のように加える。

|                                                                                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| イ 週休日の振替等に係る勤務時間の割振り<br>(ア) 部長相当職位<br>(イ) 次長相当職位<br>(ウ) 課長相当職位<br>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる職位以外の役付職位及び一般職員 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第1号の表3の部11の項第4号を次のように改める。

|            |  |  |  |  |  |  |  |                                                            |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|------------------------------------------------------------|
| 100万円未満のもの |  |  |  |  |  |  |  | 情報システム課長<br>情報システム課長の合議は新規のものに限り、財政課長の合議は予算執行方針に定めるところによる。 |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|------------------------------------------------------------|

別表第1号の表5の部2の項中

」





大津市長 越 直 美

「第40条の3第7項」を「第40条の3第9項」に改める。

大津市告示第193号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 志賀聖苑及び大津聖苑
- 2 指定管理者の名称及び所在地 おおつ斎苑管理グループ  
構成団体 三重県四日市市朝日町1番4号 イージス・グループ有限責任事業組合  
大阪市北区天神橋7丁目7番5号 伸和サービス株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第194号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 スカイプラザ浜大津
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市鶴の里16番1号 株式会社ビー・ビー・シー・サービス
- 3 指定管理者の指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第195号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市木戸つどいの広場
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市木戸803番地 特定非営利活動法人子育てネットワーク志賀うりぼう
- 3 指定管理者の指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第196号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市東部つどいの広場
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市羽栗一丁目6番3号 ほっこりひろばの会 代表 松村 雅子
- 3 指定管理者の指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第197号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 市営住宅及び共同施設

- 2 指定管理者の名称及び所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号 近鉄住宅管理株式会社  
3 指定管理者の指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

## 企 業 局 告 示

### 大津市企業局告示第 12 号

昭和 53 年企業局告示第 1 号 ( 大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について ) の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

令和元年 12 月 27 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第 3 号中 「株式会社商工組合中央金庫  
滋賀県民信用組合」 を「滋賀県民信用組合」に改める。

## 教 育 委 員 会 告 示

### 大津市教育委員会告示第 3 号

平成 28 年教育委員会告示第 8 号 ( 個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について ) の一部を次のように改正する。

令和元年 12 月 27 日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

第 2 項第 1 号中「27,844 円」を「28,771 円」に改め、同項第 2 号ア中「8,448 円」を「9,090 円」に改め、同号イ中「26,415 円」を「27,322 円」に改める。

## 公 平 委 員 会 規 則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 12 月 27 日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

### 大津市公平委員会規則第 3 号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則 ( 昭和 41 年公平委員会規則第 1 号 ) の一部を次のように改正する。  
別表第 1 市長部局の項中「、働き方改革監」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、令和元年 12 月 3 日から適用する。